

東京都における中小企業の振興を 目的とした条例について

平成30年11月12日

産 業 労 働 局

東京都中小企業・小規模企業振興条例(仮称)に係るパブリック・コメントの概要について

実施期間：平成30年9月12日から10月11日まで

意見数：42件

意見の要旨	件数	コメント文の例
(重視すべき視点や取組) <ul style="list-style-type: none"> PDCAのための会議体の設置 理念を具体化する取組の重要性 様々な関係者からの意見聴取 小規模企業者からの直接の意見聴取 条例制定に関する周知 	<p>12</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p>	<p>条例の目的達成に向け、都や中小企業等の取組が進められているか確認、検証していく会議体が必要。</p> <p>条例を作って終わりではなく、そこでの理念を具現化する取組が重要。</p> <p>経済団体はもとより、労働組合や地域NPOなど広範な国民各層に意見を求めてほしい。</p> <p>都は、職員自らが小規模事業者訪問を行い、意見・要望を集めるべき。</p> <p>条例制定後は、リーフレットなどで都内の事業者には条例制定を広く知らせてほしい。</p>
(条例文の追加を求めるもの) <ul style="list-style-type: none"> PDCAのための関係者意見の聴取 中小企業振興は都の責務であること 中小企業やその支援の重要性 大企業としての下請け取引のあり方 国に対する働きかけ 	<p>3</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p>	<p>より良い施策を実施していくため、経営者自身や関係団体などの意見を聴きながら、取組を検証し、ブラッシュアップしていくことが重要。そのことを条例にも位置付けるべき。</p> <p>中小企業者の振興を図ることが都の責務であると明示すべき。</p> <p>(事務局注:条例の4つの基本理念について)中小企業者が果たしている重要な役割への正当な評価を大前提として、他の3本(事務局注:「中小企業の自主的な努力」以外)を主とすべき。</p> <p>大企業へは「協力」「理解」「努力」にとどまらず、不当な競争や下請けいじめを防止する「責務」を有することを明記すべき。</p> <p>国に対しても、都として対等かつ積極的に中小企業施策の具体化と実践を求めることを明記すべき。</p>
(施策展開を求めるもの) <ul style="list-style-type: none"> 人材の確保及び育成の強化 事業承継支援の充実 悪質クレーム対応への支援 教育機関との連携強化 その他の具体的施策の提案 	<p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>6</p>	<p>都内の中小企業振興に資する人材育成に取り組めるようなものとすべき。</p> <p>ものづくりや技術を継承する取組、事業承継を含めた支援に資するものとすべき。</p> <p>中小企業に対する悪質クレームへの対策にも都は取り組むべき。</p> <p>大学機関だけにとどまらず、高等学校など教育機関と共同して人材育成を進めること等、未来の担い手づくりを都として計画してほしい。</p> <p>中小企業で働く人々への福祉サービスを推進させること。など</p>